

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民生活部
令和2年度4月～10月分 必要に応じて令和元年度分
- 3 監査の着眼点 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和2年12月1日～令和3年1月25日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について

国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和元年度決算において、前年度比1.06ポイント増の75.79%であった。

また、令和2年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,925,928,220円である。

今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、防犯・交通安全課、柳津地域事務所、市民課、西部事務所、東部事務所、南部東事務所、南部西事務所、日光事務所、国保・年金課及び斎苑では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。